

現代保険の課題と展望

慶應通信

庭 田 範 秋

昭和2年(1927)8月30日生
鎌倉市由比が浜2〜21〜29

昭和25年(1950)9月慶應義塾大学経済学部(旧制)卒業,同大学院(旧制)入学。29年(1954)4月同学部副手就任。32年(1957)4月同学部助手に就任。33年(1958)4月商学部設立に際し,同学部助手に就任。35年(1960)4月同学部助教授に就任。41年(1966)4月商学部教授に就任。同年10月経済学博士。昭和43年(1968)4月大学院商学研究科委員。専攻は保険経済学ならびに保険経営学。

著書——「保険経済学序説」(昭和35年10月慶應通信),「わが国近代保険学の発展」(昭和37年3月慶應通信),「社会保障の基本理論」(昭和39年9月慶應通信),「保険理論の展開」(昭和41年1月有斐閣),「保険経営論」(昭和45年5月有斐閣),「現代保険の問題点とその解明」(編著,昭和46年3月慶應通信),「The Economic Theory of Insurance and Social Security」(昭和46年10月慶應通信),「農協共済発展論——協同組合保険の歴史と現実——」(平井仁氏と共著,昭和47年8月共済保険研究会),「社会保障論——現代における保障と保険の理論——」(昭和48年6月有斐閣)。

現代保険の課題と展望

昭和49年9月1日初版	昭和54年5月10日五版	定価 2,300 円
昭和50年5月30日再版		送料 200 円
昭和51年9月10日三版		
昭和52年5月10日四版		

検 印
省 略

著 者 © 庭 田 範 秋

郵便番号 108
東京都港区三田2—19—30

発行所 慶 應 通 信

組版 奥 村 印 刷

序

ここ三十年ほど驚くべき成長と発展を続けてきたわが国経済も、ようやく内に含める矛盾とその表面に噴出した問題点を深刻化してきた。人によってはこれを日本経済の行き詰りの前兆または実相であるとするが、別に他の人においては、この苦難の時期を叡知と努力で克服さえすれば前途は一段と開けて、そこにはゆたかな社会への希望が待っているとするのである。いずれの見解が正確で妥当であるかはなかなか一朝一夕には決し難いところがあるが、われわれは歴史の歩みと人類の進歩を信じて、その上で、それへの刻苦精勵を続けるほかあるまい。そしてここにいかなる立場の人といえども、経済の終局の目標が福祉社会の達成であることは、否定しえない事実であらう。ここにいう福祉とは、経済的な意味での正しさと豊かさの実現としても、これまた大方の賛意をえられるものと思う。

ところでゆたかな社会とか福祉社会への歩みの中で、保険はやや消極的な地位を与えられていた。従来の生産優位と成長第一主義のところでは、経済的保障を保険によって求め、個人ならびに社会の安定と保全を保険において確保しようとする企図はどうしても前面には出てこない。しかし今は世界においても日本においても違う。福祉への希望の高まりの中で、保険は社会保障と互角に、場合によってはこれを上回って重要な機能の発揮を期待されているのである。まことに現代人はその生活経済と企業活動の両面にあって、保険と無縁ではありえない。保険の生産部面での果たす役割ともなると、保険の生産的機能をすら指摘される事例もある。福祉社会において保険は積極的な活動を展

開するよう望まれるところとなった。

さて本書は、かかるゆたかな社会や福祉社会を追求する過程での保険のあり方を論じたものである。まず第一章では、歴史的な経済発展の中で経済的保障の達成の主役たる保険が、相互関連的にどのように発達してきたかを説いた。次いで第二章では、それではこのようにして生成し、現代にいたった保険は今後いかなる方向に進むであろうかを未来像論的に示したのである。過度の楽観論も過重の期待論も排したつもりである。続いて第三章では、本当に現代日本は豊かなのであろうかという面に分析を進めて、ある程度達成されつつある経済的豊富の陰影面を浮き出させながら、そこにおける保険への批判と評価ならびに問題点の論評を行なった。第四章では、現代日本の経済政策の実施に際して経済的保障がいかにあったか、そしていかにあるべきかより始めて、経済的成長と経済的福祉の両者のとかく相反しがちな現実を導いて協調させ、一体化させるものとしての保険ならびに社会保障を追求したのである。

第五章、第六章、第七章、第八章そして第九章では、福祉追求と保険の問題を一連して扱った。それぞれの経済思想や経済学説または経済学理にあって保険がいかに把握されていたかに触れながら、経済場裏における保険の重要度の増加を論述し、結局保険は家庭経済と社会経済の合理化と計画化を推進しながら福祉増進に寄与するものであるとした。文明社会と豊かな生活にとって、保険は絶対に必要であり、不可欠であると信ずるところである。このことは損害保険、生命保険、社会保障、簡易保険さらに共済事業のそれぞれについても同断であって、これら保険と保険関連事業は、配慮を施されることによって、競合よりは補完の関係で福祉へと向うものとされうるであろう。ただ、福祉追求と保険の問題は不断の努力と真摯な思考なくしては、結局は正しく解決されえまい。

第十章では経済的保障事業、保険企業や共済事業の別の一機能である金融的機能の問題に及び、資金運用の原則と理念を明らかにした。第十一章では、今やわが国の最大の関心事となった公害問題に対して、保険がこれの解消と克

服についてどのように活用可能かを究明した。そこにおいて保険は決して公害問題との直面を回避したり、公害対策の国民的規模での展開に際しての協力を出し惜しんではならないと結論したのである。第十二章では、世界的に高まりつつあるコンシューマリズムがまさに保険に及ぼすとすることの時、保険企業や保険関係者はいかなる理念のもとに対応姿勢をもつべきか、そして保険コンシューマリズム対策はどのような内容で、どうあるべきか、などを考察した。もちろん一般国民の側での正しい保険の理解とそれに基づく適切なコンシューマリズムの必要性も指摘しておいた。ただ、保険企業の側においては、むしろ保険の普及と向上の機会としてこれが活用の重要性に目覚めるよう要請するところである。最終の十三章では既述の保険をめぐる諸問題を研究する上での保険経済の基礎理論を体系的に記述しておいた。現代保険経済の内容と特質は、ここで一応把握可能と思われる。

私はいま保険学研究のためにロンドンに在住している。そこはウィンブルドンのパーク・サイドというところで、ロンドンの中心部や繁華街に四十分足らずで行けるところにありながら、家の前には林と野が広がっている。日本の都市などでは決して類を見られない広大なのである。ところどころに湖や泉もあって、それらがまたきわめて清潔に保たれている。天気の良い日には窓から林を見てみると、朝日にきらめく若葉の中を乗馬姿の婦人や少女が通り過ぎて行く。そして夕方ともなると、落日に赤く染め出された木々の梢を野生のリスが行き交ったりしている。鳥の声の絶える時はない。野原では子供と老人が終日なごやかに犬と遊び戯れ、湖で小さなヨットなど走らせている。若者は詩を読み、真白な風車が遠く霞んで見えるのである。時々ま響いてくる教会の鐘の音は心に平和をもたらさずにはおかない。それはまさに絵のような美しさと夢のように幸福な姿である。私はまず驚嘆し、次いで羨望し、遂にはわが日本が果たしていつの日にここまで到達できるかに絶望に近いものを感じた。イギリス経済が斜陽化したとはいえずその層の厚さに底知れぬものを見たし、日本経済が向上したとしてもその奥行きを認めざるをえなかった。国

民生活の福祉度という点に関しては、あまりに大なる懸隔がありすぎたのである。とはいえ、次第に私の胸の中に生じた思いは、たとえその隔たりが大であっても、少しでもわが国の福祉を推進させ、向上させながら、ゆたかな社会に近づけなければならないというそれであり、幸いにも保険はその方途の一たりうることであった。本書の公刊もかかる意図と希望によるところである。

本書に出版の機会を与えられた慶應通信株式会社社長富田正文氏と望月敏明氏そして校正その他もろもろの労を負って下さった戸鞠衛門氏と真屋尚生氏始め皆様に心からの謝意を表する。さらに私事にわたって恐縮であるが妻芳子の協力のあったこともここに記させていただきたい。本書がわが国保険の発展に役立って福祉の達成にながしかでも益することができたならば、学究者としての私の幸いこれに過ぐるものなく、また日頃お世話になった方々の御厚意に報ずる途であらうとも思われるのである。

一九七四年 風薫るウィンブルドンにて

庭田 範秋

目次

序

第一章 保険の発達過程を論ず……………一

一 経済的保障の達成のための諸制度と保険……………一

二 保険の発達過程に現われた諸傾向……………六

三 保険の技術の発達過程……………一九

第二章 保険の発展方向を論ず……………二五

一 保険字の発展方向……………二五

二 保険企業の発展方向……………三二

三 共済事業の発展方向……………四三

第三章 日本の「ゆたかさ」論と保険事業……………五三

一 ゆたかな社会の基本的構成……………五三

二 日本におけるゆたかな社会達成のための問題点……………六〇

三	ゆたかな社会における保険への批判と評価	六九
四	デノミと保険	七六

第四章 経済諸政策と経済的保障

一	経済的成長とは	八〇
二	経済的福祉とは	八四
三	経済的保障とは	九〇
四	経済的保障と経済的成長	九四
五	経済的保障と経済的福祉	九七

第五章 福祉追求と損害保険

一	GNPからNNWへ	一〇五
	——福祉度を中心に——	
二	福祉と損害	一〇七
	——生活の向上と安定を——	
三	損害と保険	一〇八
	——危険に対する合理的な仕組み——	
四	経済的保障の達成	一一
	——合理的な制度が保険——	
五	保険は文化の高まりとともに	一一四
	——守るにたる豊かな生活——	

六	生活の合理化と計画化	二五
---	------------	----

——正しい理解と利用を——

第六章	福祉追求と生命保険	一九
-----	-----------	----

一	保険は経済学の歩みの中でいかに扱われたか	一九
二	現代福祉の体系において保険はどこに位置付けられるか	二四
三	保険と社会保障は福祉政策推進の中でいかなる関係に立つか	二六
四	生命保険業は福祉社会でどのように体質を変えるか	二三
五	生命保険は福祉社会の主役たるために今よりなにをなすべきか	二三

第七章	福祉追求と社会保障	三八
-----	-----------	----

一	政治と経済の相互作用	三八
二	社会保障の性格と収支相等の原則	四三
三	社会保障における保険料と保険税	四四
四	健保法改正における給付と負担	四六
五	年金法改正における給付と負担	四三
六	新しい危険（交通事故と公害）と社会保障	四五

第八章	福祉追求と簡易保険	五一
-----	-----------	----

一	簡易保険の使命とその特徴	五一
---	--------------	----

二	簡易保險の問題点	一六
三	簡易保險の歴史	一六
四	簡易保險と保險国営問題	一七
五	簡易保險と社会保險ならびに普通保險の關係	一七
第九章	福祉追求と共済事業	一七
	——農協共済を例として——	
一	現代における農業・農業者・農協共済	一七
二	農協共済の精神とその姿勢	一七
三	消費者運動ならびに公害闘争と農協共済の關係	一七
四	競争社会における農協共済の進路	一七
第十章	經濟的保障と資金運用	一八
一	經濟的保障事業における資金運用の意義	一八
二	資金運用に福祉運用はありうるか	一八
三	保險企業における資金運用の問題	一八
四	共済事業における資金運用の問題	一九
五	經濟的保障事業における資金運用の今後の原則	一九

第十一章 公害と保険……………一五

- 一 経済問題としての公害の位置……………一五
- 二 公害は保険の対象たりうるか……………一九八
- 三 公害をめぐる保険の各種……………二〇〇
- 四 公害保険の機能と方向……………二〇三

第十二章 わが国コンシューマリズムの本質と保険企業の対応策……………二〇六

- 一 保険のイメージとコンシューマリズム……………二〇六
- 二 保険商品論と保険制度論ではコンシューマリズムとの関係はいかになるか……………二一五
- 三 コンシューマリズムは保険に對しどのように展開されるか……………二一八
- 四 保険審議會答申に現われた保険に對するコンシューマリズムの内容……………二三八
- 五 国民生活審議會消費者保護部会「保険サービスに關する消費者保護について」答申に現われた保険に對するコンシューマリズムの内容……………二三六
- 六 保険に對するコンシューマリズムの諸特徴とその対策……………二四〇
- 七 コンシューマリズムは保険の選択と保険企業の選択のいずれを主とすべきであらうか……………二六七

第十三章 現代保険經濟概説……………二七六

- 一 保険の必要とその定義……………二七八

二	保険の仕組みとその原理	二八二
三	保険の分類とその種類	二八五
四	保険の歴史とその変化	二九六
五	保険政策と保険経営	三〇一
六	世界の保険と日本の保険 ——その問題点と将来——	三〇五
七	現代保険学の体系と内容	三〇九

第一章 保險の発達過程を論ず

一 經濟的保障の達成のための諸制度と保險

經濟的保障を達成するための制度には多種のものがあつたが、直接に經濟的保障の達成を意図すると、間接にそのことが實現されるとの相違はあるであらう。たとえば貯蓄のごときは、直接に經濟的保障の達成を求めてなされることもあるが、いかなる動機からの貯蓄であれ間接的には經濟的保障を達成することのあるのは否定できない。同様に無尽や頼母子講（たのもしこう）または富籤や賭博でも、時として經濟的保障を達成する。慈善や救済または救助でも、權利としてではなくていわゆる『おなさけ』としてであつたり、必ずしも十分かつ確實にはないとしても、なお經濟的保障をまま達成する。自家保險で經濟的保障が達成されるころでは、むしろこれが可能という地位や状況を喜ばねばなるまい。そして近代の共済とは相違して性格と内容を把握されている原始的共済では、科學的合理性を欠きつつもある種の、ある程度の經濟的保障が達成されていたであらう。保証となるとこれが付されて売買が行なわれたり、契約が締結されたりすれば、そこにも單純な形態での經濟的保障がなされているわけであらう。直接に經濟的保障の達成を追求し、そこに科學的な合理性が實現されてあり、しかもその經濟的保障が必要にして十分の域にま

で高められうるものとしては、経済的制度としての保険が唯一・絶対とされる。これに続いて近代的共済、さらに変形して続くものとして社会保険が考えられ、位置付けられるが、経済的保障の達成としては、今ここで述べた諸制度も保険に収斂される傾向の発生は否定しえないであろう。もっとも保険から離散する傾向も他方にはみられるが、その場合の離散の動機、原動力、方向などは、経済的保障の達成のそれらとは異質や異次元のものである場合がほとんどである。

保険の発生に際し、なぜ生命保険よりも損害保険が先んじたかということは興味ある課題となる。一応便宜的に損害保険が経済的保障を達成するのは、危険負担Ⅱ危険転嫁の方法によるでしょう。そして生命保険の方は、実に生活保障Ⅱ生存保障であるでしょう。本来の重要性からすれば、人間そのものにとつては生命保険が追求するものの方が損害保険のものの方よりも、やはり勝っていて深刻なはずである。だからこそ近代的個人主義に基づく扶け合いよりも先に、たとえ原始的な姿であっても共済として誕生し、存在していたのであった。よって個人主義的自己責任の科学的合理性の強い保険としては、損害保険がまず登場したのである。ただ科学性を欠きつつも、合理性が十分に体现されていなくても、つまり原始的ではあっても生活保障と生存保障という人類の至上命令に則って、保険が損害保険として史上に登場するはるかに以前から、生命保険の原型Ⅱ原始的共済は発生して、その機能を遂行しだしていたのであった。より強い人類の欲求に基づくゆえに、保険としての登場は先を損害保険に譲りながら、生命保険は原型としては早くから活動を開始していた。

保険と社会保険の史的関係も興味あるところである。国家的見地から人民(あえて人民という)を救済したり救助したりして、納税者、役務者そして兵士としてのかれらの経済的保障の達成をなんらかの形で実施した事実は、古くからごく容易に発見できるであろう。このことがいかに国家の形成と存続に必要であったかを物語るとともに、必要不

可欠であつたからこそ近代的方法、内容として形態の整わないままに、歴史上に姿を現わしていたのである。そこに近代的保険が技術と組織を整えて機能を開始しだすや、原始的形態にあつた人民の経済的保障の達成のための国家制度のあるものが、いち早くこの保険的なもろもろの要素を導入して活用し、ここに近代的合理性の認められる社会保険へと転換したり変形したのである。さればもっぱら私的保険として発足せられた経済的保障の生み出したものを、社会保険が立法的に基礎付けながら、国家の介入または後見において移植して永続的公的制度たらしめたのである。とくに保険国营の学理を国家が是認し、実施に移したことが社会保険の誕生を決定的たらしめた。当然のこととして社会保険は加入強制的であり、広い意味での国营保険である。実に必要であつたがゆえに国家が原始的形態で人民の経済的保障の達成を心掛け、それは不可欠なるがゆえに社会保険に先行した。

社会保険には、かくて保険性が厳存すべきところとなるが、加えて扶養性の存在も忘れてはならない。社会保険において担保するところの危険はいわゆる社会的危険と称せられるものにして、この危険の発生、深刻化、拡散のごときは個人の責にのみ帰せしめられるものでなく、多かれ少なかれ社会そのものがその責に任ずべきところである。社会的危険に対するに社会的責任が社会保険の一方の特質となつて、ここに経済的保障の社会的保障が考究され追求されるところとなる。社会的危険とは、社会によつて生み出され、つまり社会の構造より発生し、社会全体に影響を及ぼす危険であつて、この危険をめぐつての経済的保障は、危険——事故——損害を結ぶ因果関係の追求過程において、個別的追求ではなく、社会的追求として意識されなければならない。因果関係の無視ではなくて、私的保険のそれとは相違する因果関係の確認であり、因果関係の追求としては毫末も揺らぐものではない。

では扶養性とはなんであろうか。危険発生の対象が富裕者か低所得者(多くは労働者階級)かの別で、扶養性問題が導入されてくる。つまり保険料拠出または負担の問題において扶養性は芽吹き、息吹くのである。よつて社会保険は

給付の面においては保険における損害填補の原則であるべきであり、低所得者階級にして経済的保障の達成を待ち望みつつも、なお保険料拠出または負担に事欠く時点で扶養性が発揮されなければならない。この低所得者階級の存在こそ国家・社会のあり方における欠陥の現われとされて、ここを救済するために保険料拠出または負担の一部あるいは全部の代りに扶養性が存在させられるのである。単なる扶助でなく、保険を通じての自助に対する国家扶助をもって扶養性とすべきである。かくなれば当然扶養性の有無はもとより、扶養性の強弱のみをもって社会保険の発達水準

